

財務諸表の提出先の一元化について

令和2年4月1日以後に終了する事業年度において、地方税法において貸借対照表及び損益計算書の添付義務がある法人（※）が、法人税の申告を電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）で行った場合において、当該申告と併せて貸借対照表及び損益計算書を e-Tax で提供したときは、法人事業税の申告においてもこれらの書類を提出したものとみなされます。

（根拠規定：地方税法第72条の25第8項若しくは第10項から第12項まで、第72条の26第4項、第72条の28第2項により準用される第72条の25第8項若しくは第10項から第12項まで又は第72条の29第2項により準用される第72条の25第8項若しくは第10項から第12項まで）

※法人事業税において貸借対照表及び損益計算書の添付義務がある法人とは、以下の法人を言います。

- ・外形標準課税対象法人（地方税法第72条の2第1項第1号イ）
- ・電気供給業、ガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人（地方税法第72条の2第1項第2号又は第3号）